

※ 保存期間30年(令和13年12月31日まで)

○運転免許証の郵送制度の実施について(通達)

(平成10年9月29日徳免甲第355号)

改正 平成11年1月徳免甲第28号 平成15年7月徳免甲第242号・徳交規第515号

平成21年5月徳免第327号・徳交指第117号 令和2年3月25日徳免第160号

各部課長

各警察署長

運転免許証の更新手続の簡素合理化の一つとして、特定任意講習(道路交通法施行令(昭和35年政令第270号。以下「施行令」という。))第37条の6に規定する講習をいう。以下同じ。))の受講者に係る運転免許証(以下「免許証」という。))の郵送制度を実施してきたところであるが、この度、高齢者講習(道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。))第108条の2第1項第12号に規定する講習をいう。以下同じ。))及び停止処分者講習(法第108条の2第1項第3号に規定する講習をいう。以下同じ。))の受講者についてもこの制度を適用することとし、別添1のとおり社団法人徳島県交通安全協会(以下「安全協会」という。))との間で郵送業務に関する協定を締結して平成10年10月1日から実施することとしたので、下記の事項に留意の上、誤りのないようにされたい。

なお、更新免許証の郵送方式の実施について(昭和57年3月8日徳免第50号)は、廃止する。

記

1 目的

この制度は、特定任意講習(特定任意高齢者講習を含む。以下同じ。))、高齢者講習及び停止処分者講習を受講した者の負担の軽減を図ることを目的とする。

2 郵送制度の対象

郵送制度の対象となるのは、次の免許証とする。

- (1) 特定任意講習又は高齢者講習の受講者が免許証の有効期間の更新手続を行ったときにおける有効期間が更新された免許証(以下「更新免許証」という。))
- (2) 停止処分者講習の受講者の免許証のうち免許証を運転免許課で保管しているもの(以下「停止免許証」という。))

3 郵送制度の運用

(1) 更新免許証の場合

特定任意講習又は高齢者講習の受講者が更新免許証の郵送を希望したとき

は、次の要領で処理すること。

ア 受講の確認

郵送希望者が特定任意講習又は高齢者講習の受講者か否かを確認すること。確認の方法は、原則として運転免許に係る講習等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第4号)第3条に規定する特定任意講習終了証明書若しくは特定任意高齢者講習終了証明書又は道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第38条第16項に規定する高齢者講習終了証明書の有無によること。なお、特定任意講習終了証明書及び特定任意高齢者講習終了証明書が適用できる期間は、更新申請時において、受講後6か月以内とする。

イ 旧免許証の処理

郵送希望者が更新申請の際、現に有する免許証(以下「旧免許証」という。)は、備考欄に更新手続中の旨を記載するとともに、免許証の記載事項の判読に支障がないよう四隅又は二隅に穴をあけること。この場合、更新申請手続中の有効期限は、郵送に要する期間を考慮して決定し、この処理をした旧免許証は、公安委員会に返納することを要しない旨を教示すること。

ウ 郵送申込手続の教示

前記アにより郵送希望者の受講を確認したときは、郵送手続を安全協会が行っている旨の教示を行い、郵送申込手続を行わせること。

エ 郵送免許証交付簿による管理

郵送申込のあった免許証は、郵送免許証交付簿(別記様式)に記載し、交付の適正を期すること。

オ 更新免許証の交付

更新免許証は、更新免許証の作成の日に安全協会に交付するものとする。

(2) 停止免許証の場合

停止処分者講習の受講者が停止免許証の郵送を希望したときは、次の要領で処理すること。

ア 郵送申込手続の教示

停止処分者講習終了時に、停止免許証の郵送申込手続を安全協会が行っている旨の教示を行い、郵送希望者には郵送申込手続を行わせること。

なお、郵送制度の対象となるのは、運転免許課で保管する免許証のみであることに留意すること。

イ 郵送申込者の確認

安全協会に停止免許証の郵送申込者の確認を行い、前記3の(1)のエに示す要領によるものとする。

ウ 停止免許証の引継ぎ

停止処分者等が満了する前日に安全協会に対して免許証を引継ぐこと。

附 則(平成21年5月徳免第327号・徳交指第117号)

附 則(令和2年3月25日徳免第160号)

別記様式(3の項関係)郵送免許証交付簿、別添1運転免許証の郵送業務に関する協
定書(写) 省略

別添2 削除

別添3 削除